

回 覧

鬼農発第1025号
令和7年12月24日

各 位

鬼北町長 兵頭 誠亀

ミツバチの飼育に関する届出について

ミツバチの飼育者は、ミツバチの種類（セイヨウミツバチ・ニホンミツバチ）、業であるか、趣味であるかに問わらず、蜜蜂飼育届を愛媛県へ提出する必要があります。

蜜蜂飼育届は、手数料は不要で役場を経由して提出できます。用紙が必要な方は、鬼北町役場農林課農政係（担当：本倉）までご連絡いただき、愛媛県庁公式ホームページよりダウンロードしてご利用ください。**鬼北町役場への提出期限は令和8年1月23日(金)**です。

○愛媛県庁公式ホームページ（届出に関する詳細、用紙のダウンロード）

<http://www.pref.ehime.jp/page/9224.html>

(手順) 愛媛県 HP > 仕事・産業 > 畜産業 > 畜産課 > 申請・届出・講習 > ミツバチを飼育される皆様へ

なお、次の①または②に該当する方は、届出不要です。

- ① はちみつ・ミツバチ等を販売せず、花粉交配に必要な期間（数週間～数か月間）のみ、一時的にミツバチを飼育される方。
- ② 巣箱や巣洞等を設置せず、野生ミツバチの自然巣からはちみつ等を採取するだけの方。

※巣箱は適切な管理をお願いします。もし、異常を確認した場合は、**南予家畜保健衛生所（0894-62-0026）**にお問い合わせください。

【問い合わせ】

鬼北町役場 農林課 農政係

担当：本倉

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800-1

Tel : 0895-45-1111 (内線 2432)